

**鳥取県告示第385号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 作業期間 平成24年7月1日から同年9月30日まで
- 3 作業地域 東伯郡湯梨浜町及び琴浦町、西伯郡大山町及び伯耆町並びに日野郡日南町